miraimo 契約約款

令和3年12月28日現在 株式会社 plovers

miraimo サービス契約約款

第1章 総則

- 第1条(約款の適用)
- 第2条(約款の変更)
- 第3条 (用語の定義)
- 第4条 (サービスの種類)
- 第5条(サービスの提供区域)
- 第6条(契約者)
- 第7条 (契約の単位)
- 第8条 (権利の譲渡制限等)

第2章 申込及び承諾等

- 第9条(申込)
- 第10条 (申込の承諾等)
- 第11条 (サービスの利用の要件等)

第3章 契約事項の変更等

- 第12条 (サービス内容の変更)
- 第13条 (契約者の名称の変更)
- 第14条 (個人の契約上の地位の引継)

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

- 第15条 (利用の制限)
- 第16条(提供の中止)
- 第17条 (提供の停止等)
- 第18条 (サービスの廃止)

第5章 契約の解除

- 第19条 (当社の解除)
- 第20条 (契約者の解除)

第6章 料金等

- 第21条 (契約者の支払義務)
- 第22条(初期費用の額)
- 第23条(月額料金の額)
- 第24条(料金の調定)
- 第25条(利用不能の場合における料金の調定)
- 第26条(料金等の請求方法)
- 第27条(料金等の支払い方法)
- 第28条(割増金)
- 第29条(遅延損害金)
- 第30条(割増金等の支払い方法)
- 第31条(消費税)
- 第32条 (別紙の優先)

第7章 個人情報

第33条(個人情報保護)

第8章 雜則

- 第34条 (第三者席による利用不能)
- 第35条(保証及び責任の限定)
- 第36条 (サイバー攻撃への対処)
- 第37条 (当社の装置維持基準)
- 第38条 (サービスの種類毎の定め等)
- 第39条(専属的合意管轄裁判所)

附則

- 別紙1 miraimo サービスにおいて定める事項
- 別紙2 モバイルオプションにおいて定める事項
- 別紙3 割引金額の適用

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社は、miraimo サービスに関する契約約款を定め、これにより miraimo モバイルサービスを提供します。

第2条 (契約の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味	
miraimo サービス	この約款に基づいて提供される当社のサービスの総称	
miraimo サービス	miraimo サービスの利用に関する契約	
契約		
契約者	miraimo サービス契約の契約者	
利用者	契約者の同意と責任のもとに、miraimo サービスを利用する個人又は	
	法人	
最低利用期間	当社がmiraimo サービスの種類毎に定める最低利用期間であって、当	
	該miraimo サービスの課金開始日をその起算日とするもの	
課金開始日	miraimo サービス利用の申込を当社が承諾した日以降で当社が契約者	
	に課金開始日として通知する日	
本人確認	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役	
	務の不正な利用防止に関する法律(平成17年31号)第9条の規定	
	に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する	
	情報の確認を行うこと	
初期費用	miraimo サービス契約が締結される際に支払う必要がある費用	

第4条(サービスの種類)

miraimo には、次の種類があります。

品目	内容
miraimo ふるさと応援プラン	当社が指定するデータ通信量を提供する、
	暦月単位で契約回線数に応じた定額課金を
	行うmiraimo サービスで、最低利用期間を
	12ヶ月とし、音声通話を可とするもの
miraimo データプラン	当社が指定するデータ通信量を提供する、
	暦月単位で契約回線数に応じた定額課金を
	行うmiraimo サービスで、最低利用期間を
	12ヶ月とし、音声通話を不可とするもの

第5条(サービスの提供区域)

miraimo サービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。ただし、miraimo サービスの種類毎に別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

第6条(契約)

miraimo サービス契約は、個人又は法人での契約となります。

第7条 (契約の単位)

当社は、一種類の miraimo サービス毎に miraimo サービス契約を一つ締結するものとします。

第8条(権利の譲渡制限等)

契約者が、miraimo サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、第三者に 譲渡することができません。

2 契約者は、自身の責任において、利用者にmiraimo サービスを利用させることができます。この場合において、利用者の行為は契約者の行為とみなして本約款が適用されるものとします。なお、契約者は、業としてmiraimo サービスを再販売する等miraimo サービスを利用して利益を得ることを目的とする第三者にmiraimo サービスを利用させることはできません。

第2章 申込及び承諾等

第9条(申込)

miraimo サービス利用の申込(以下「申込」といいます。)は、当社がmiraimo サービス毎に定める方法により、申込をする者(以下「申込者」といいます。)が行うものとします。

- 2 miraimo サービスにおいて、音声通話機能付き SIM カード利用の申込をする者は、本 人確認のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。
- 3 miraimo サービスの申込をする者は、当社が、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年第79号)(以下「青少年ネット環境整備法」といいます。)」第13条の規定に基づく、契約者又は利用者が青少年(18歳に満たない者をいいます。)であるか否かの確認を求めた場合には、これに従うものとします。

第10条 (申込の承諾等)

当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由 に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) miraimo サービスの利用の申込者(以下「申込者」といいます。)がmiraimo サービス契約上の債務の支払を怠るおそれが明らかであるとき
- (2) 申込者が第17条(利用の停止等)第1項各号の事由に該当するとき
- (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
- (4) 申込に際し、当社に対しことさらに虚偽の事実を通知したとき
- (5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用できないクレジットカードおよび銀行口座を指定したとき
- (6) 前条(第2項)において、本人確認ができないとき
- (7) 前条(第3項)において、当社が定める書類(当該申込者の身分証明に係るもの)が提示されないとき
- (8) miraimo サービスにおいて、音声通話機能付き SIM カード利用の申込をする者が、12歳未満であったとき又は12歳以上の未成年で法定代理人の同意を得ていないとき
- (9) 契約者と当社との取引実績その他総合的な与信判断の観点から、申込を承諾できないと当社が判断したとき
- 2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

- 3 当社は、第1項ただし書に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者(当該申込者が契約者となった場合の利用者を含みます。)の身分証明に係る公的書類その他書類又は情報の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類又は情報の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶することができます。
- 4 当社は、申込の承諾に係る事実の確認を行うにあたり、前条(申込)第2項の本人確認のための書類及び前項に定める身分証明に係る公的書類その他書類又は情報について、発行元機関に対して照会を行う等、当社が必要と判断する措置を講じる場合があります。
- 5 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるmiraimo サービスの個数の上限を定めることができます。この場合において、当該個数の上限を超えてmiraimo サービス利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しません。
- 6 当社が申込を承諾した場合、電気通信事業法 2 6 条の 2 に基づく契約書面の交付は、 書面交付にて行うものとします。

第11条(サービス利用の要件等)

当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

第3章 契約事項の変更等

第12条(サービス内容の変更)

契約者は、サービスの種類ごとに定める事項について、miraimo サービス契約の内容の変更を請求できます。

2 第9条(申込)第2項及び第10条(申込の承諾)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるものは「変更の請求」、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第13条 (契約者の名称の変更等)

契約者はその氏名、住所若しくは住居又は当初に届け出たクレジットカードその他の当 社が指定する事項に変更があったときには、当社に対し、速やかに当該変更の内容につい て通知するものとします。

第14条 (個人の契約上の地位の引継)

契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、元契約者に係るmiraimo サービス契約は終了します。ただし、当社に申出をすることにより、相続人(民法の定めによる。相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係るmiraimo サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。

2 第10条(申込の承諾等)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章 利用の権限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第15条 (利用の制限)

当社は、「電気通信事業法」第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うためにmiraimoサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律(平成11年法律第52号)」において定められる「児童ポルノ」を閲覧又は取得するための通信を制限することがあります。

第16条(提供の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、miraimo サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- 2 当社は、miraimoサービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合に当たっては、事前に提供を中止する旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第17条 (提供の停止等)

当社は、契約者又は利用者が次に掲げる事由に該当するときは、該当する契約者が契約する全てのmiraimoサービスの提供を中止することができます。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金等miraimo サービス契約上の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてmiraimo サービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な 支障を与える態様においてmiraimo サービスを利用したとき
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてmiraimo サービスを利用したとき
- (6) 第11条(申込の承諾)第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 契約者が指定したクレジットカード又は銀行口座を使用することができなくなったとき
- (8) miraimo サービスに卸電気通信役務提供者又は他の電気通信事業者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断される態様においてmiraimo サービスが利用されたことを理由に、卸電気市通信役務提供者又は他の電気通信事業者が当社への役務提供を停止したとき
- (9) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてmiraimo サービスを利用したとき
- 2 当社は、前項の規定による提供の停止または制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由(該当する前項各号に掲げる事由)及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限 を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この当該措置を取っ たことは、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
- 4 当社からmiraimo サービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、必要な説明をするものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第18条 (サービスの廃止)

当社は、都合によりmiraimo サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により miraimo サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、その旨を通知します。
- 3 当社は、本条の規定について別紙で別の定めをすることができるものとします。

第5章 契約の解除

第19条 (当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、miraimo サービス契約を解除することがあります。

- (1) 第17条 (提供の停止等) 第1項の規定により miraimo サービスの提供が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限を受けた日から1ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が本条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
- (2) 第17条(提供の停止等)第1項の事由において、当該事由が当社の業務に支障 を及ぼすおそれがあると認められるとき
- 2 当社は、前項の規定により miraimo サービス契約を解除するときは、契約者に対し、 あらかじめその旨を通知するものとします。

第20条 (契約者の解除)

契約者は、当社に対し、契約毎に当社が指定する方法で通知することにより、miraimo サービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。当社は、本規定について、別紙で別の定めをすることができるものとします。

- 2 第15条 (利用の制限) 又は第16条 (提供の中止) 第1項の事由が生じたことにより miraimo サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達成することができないと認めるときは、契約者は、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、契約者の通知が当社に到達した日に当該解除の効力が生じるものとします。
- 3 第18条(サービスの廃止)第1項の規定により miraimo サービスの全部または一部が

廃止されたときは、当該廃止されたmiraimo サービスに係るmiraimo サービスが解除されたものと同様に扱います。

4 契約者は、本約款の他の規定にかかわらず、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度の対象となる miraimo サービス(本約款においてサービスの種類毎に示すものとします)については、当社が第10条(申込の承諾等)第6項に基づき契約書面の交付を行った日を初日として8日が経過するまでの間は、当社に書面又は当社が指定する方法で通知することにより、miraimo サービス契約を解除することができます。この場合において、当社は、解除までの期間に応じた mraimo サービスの月額料金、miraimo サービスの提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用及び契約締結費用の支払いについて、電気通信事業法が定める範囲内において、契約者に請求することができるものとします。

第6章 料金等

第21条 (契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し、miraimo サービスの利用に関し、次条(初期費用の額)から第25条(利用不能の場合における料金の調定)までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金及びmiraimo サービスの種類毎に定める料金(以下三者を併せて「miraimo サービスの料金」といいます。)を支払うものとします。

- 2 初期費用の支払い義務は、当社がmiraimo サービスの利用の申込を承諾したときに発生します。
- 3 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間について発生します。なお、第17条(提供の停止等)の規定により miraimo サービスの提供が停止又は制限された場合の月額料金の額の算出については、当該停止又は制限された期間も当該サービスの提供があったものとして扱います。

第22条(初期費用の額)

初期費用の額は、miraimo サービスの種類毎に定めるものとします。

第23条(月額料金の額)

月額料金の額は、miraimo サービスの種類ごとに定めるものとします。ただし、複数の miraimo サービスを契約している場合等、一定の場合にこの約款における別の定めにより 割引金額を適用することができるものとします。

第24条(料金の調定)

miraimo サービス契約が解除された場合(第20条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。)におけるmiraimo サービスの料金の額は、当該月におけるmiraimo サービスを提供した期間に応じて計算します。ただし、miraimo サービスの種類毎に別の定めが規定されている場合には、当該規定が優先するものとします。

第25条(利用不能の場合における料金の調定)

当社の責に帰すべき事由により、利用不能(miraimoサービスが全く利用しえない状態。全く利用しえない状態と同じ程度の状態を含みます。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能期間」といいます。)当該状態が発生したときには、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の部分は切り捨てます。)に月額金額の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 前項の規定は、この約款において、サービスの種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとします。

第26条(料金の請求方法)

当社は、契約者に対し毎月miraimoサービス契約により定めた日に月額料金を請求します。

第27条(料金等の支払方法)

契約者は、miraimoサービスの料金を当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第28条(割増金)

miraimoサービスの料金の支払いを不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額(以下「割増金」といいます。)を支払うものとします。

第29条(遅延損害金)

契約者は、miraimoサービスの料金その他miraimoサービス契約上の債務の支払いを怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。 ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。 2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

第30条(割増金等の支払方法)

第26条(料金の支払方法)の規定は、第28条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

第31条(消費税)

契約者が、当社に対しmiraimoサービスに関する債務を支払う場合において、「消費税法 (昭和63年法律第108号)」及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が課税されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、これに対する消費税相碧額を併せて支払うものとします

第32条 (別紙の優先)

当社は、本章の規定について別紙で別の定めをすることができるものとします。

第7章 個人情報

第33条(個人情報保護)

当社は、法令及び当社が定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者及び利用者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、miraimoサービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内においてのみ取り扱うものとします。
 - (1) miraimoサービスの提供にかかる業務を行うこと(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)
 - (2) miraimoサービスに関する情報 (miraimoサービスに限らず、当社の別商品、サービス又は当社の新規商品、サービス紹介情報等を含みます。) を提供すること
 - (3) 当社の商品、サービスに関する情報 (miraimoサービスに限らず、当社の別商品、サービス又は当社の新規商品、サービス紹介情報等を含みます。)又は提携先の商品、サービス等の情報を、契約者がアクセスした当社のWebページその他契約者の端末装置上に表示し、もしくはメール、郵便等により送付し、又は電話すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止または再開することができます。

- (4) 前各号に付属する業務を行うこと
- (5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること
- 3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、miraimoサービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、商社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。
- 4 前項にかかわらず、法令に基づく請求または「特定電気通信役務提供者の損害賠償請求責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)」第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基つく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第8章 雑則

第34条(第三者の責による利用不能)

第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者の請求に対し、当社が第三者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます。)を限度として、損害賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合に当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損額全体(以下「全体損害額」といいます。)に対し、損害限度額を限度として損害賠償をします。この場合において、全体損害額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を全体損害額で除して算出した数に損害限度額を乗じて算出した額となります。

第35条(保証及び責任の限定)

miraimoサービスにおける保証又は保証の限定に関しては、サービスの種類ごとに定めるものとします。

- 2 当社は、契約者がmiraimoサービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
- 3 契約者がmiraimoサービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第 三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者は、当該賠償について求償すること ができます。

第36条(サイバー攻撃への対処)

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる措置の全部又は一部を実施することができるものとします。

- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワークまたは電磁的に作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生じる通知に基づき、必要な限度で、特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと
- (2) 契約者がC&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、miraimoサービスを利用している問いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第37条(当社の装置維持基準)

当社は、miraimoサービスを提供するための装置を「事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)」に適合するよう維持します。

第38条(サービスの種類毎の定め等)

第3条(用語の定義)、第5条(サービスの提供区域)、第11条(サービス利用の要件等)、第12条(サービス内容の変更)第1項、21条(契約者の支払義務)第1項、第22条(初期費用の額)、第23条(月額料金の額)第1項、第24条(料金の調定)、第25条(利用不能の場合における料金の調定)第2項及び第35条(保証及び責任の限定)において、サービスの種類毎に定めることとされている事項は、別紙に定めるところによるものとします。

第39条(専属的合意管轄裁判所)

当社と契約者との間で紛争が生じた場合、京都地方裁判所及びその支部を当社と契約者 との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙1 miraimoサービスにおいて定める事項

1 最低利用期間

miraimoサービスの最低利用期間は、料金グループ毎に課金開始日の属する月から起算して12ヶ月を経過するまでの期間とします。

2 契約者の義務又はサービス利用の要件(第11条第2項関係)

- (1) miraimoサービス利用の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うことができます。
- (2) miraimoサービスにおいて、SIMプロファイルを利用する場合の端末設備の利用可能数の上限は、一つのSIMプロファイルあたり一つとします。
- (3) 契約者がmiraimoサービスにおいて利用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを利用してmiraimoサービスを利用することはできません。
- (4) miraimoサービスを利用する際には、発信者番号通知(電話をかけた際に、ご自身の 電話番号を相手の電話機本体のディスプレイに表示させること。)を行っていただく 必要があります。
- (5) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。)による転入又は転出を行うことができます。契約者は、MNPによる転入又は転出時、当社が転入元事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(MNP転入又は転出に係る手続きのために必要なものに限ります。)を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。
- (6) MNP転入時には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、miraimoサービスに係るmiraimoサービス契約の 契約者が同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、当社が別途 指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) MNP転入手続きは、miraimoサービスの利用の申込、機能区分を音声通話機能とするSIMカードへの機能区分変更の申込と同時に行う必要があります。
- (7) 契約者は、当社が指定する貸与機器 (SIMカード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。) 又はSIMプロファイル以外の通信手段を用いたmiraimoサービスの利用、及びmiraimoサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS機能または音声

通話機能の利用を行ってはならないものとします。

- (8) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと。
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡、その他の処分を しないこと
 - (iii) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る日本国内外の法令を遵守する こと。なお、当社は、本端末を日本国外で使用することの当否につき、一切の保証 を行いません。
 - (iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (9) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するもの とします。
 - (i) miraimoサービスに係るmiraimoサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) 異なる機能区分のSIMカードへ変更した場合
 - (iii) 契約者自身によりマルチSIMカードの加工後に、SIMカード再発行を行った場合
 - (iv) 前記に掲げる他、貸与機器又はSIMプロファイルを利用しなくなった場合
- (10) SIMカードについて、初期不良に該当する問題点が存在する場合には、契約者はSIMカードの引き渡し後14日以内に当社に申し出ることにより交換を請求することができます。
- (11) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法により その旨を当社に通知すると供に当該貸与機器を当社に返還するものとします。
- (12) 貸与機器の故障が契約者の責に帰すべき事由によるものの場合、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。
- (13) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に 通知するものとします。
- (14) 契約者は、当社に対し、亡失品(第9号及び11号に定める返還がなかった場合の当該貸与機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
- (15) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (16) 契約者は、miraimoサービスに係るmiraimoサービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。)してはならないものとします。

- (17) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。
- (18) miraimoサービスにおいては、第15条(利用の制限)及び第17条(提供の停止) に定めるほか、miraimoサービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約 者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があり、契約者はあらかじめ これに同意するものとします。
- (19) miraimoサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各目に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、それに応じるものとします。
 - (i) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する 端末設備
 - (ii) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備
- (20) 青少年ネット環境整備法第15条の定めにより、利用者が青少年である場合、契約者は、当社が提供する「モバイルオプションi-フィルターforマルチデバイス」(同法に定める青少年有害情報フィルタリングサービスに該当します。)を別途契約しない限り、当該青少年である利用者は、miraimoサービスを利用することはできません。ただし、当該利用者の保護者が「モバイルオプションi-フィルターforマルチデバイス」を利用しない旨を当社に申し出、当社にて承認した場合にはこの限りではありません。
- (21) 利用者が青少年である場合、miraimoサービスに関連性を有する移動無線機器を購入するに際して、契約者は、当社が講ずる青少年有害情報フィルタリング有効化措置に従うものとします。ただし、当該利用者(利用者が契約者自身である場合も含みます。)の保護者が青少年有害フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨を当社に申し出、当社にて承認した場合にはこの限りではありません。
- (22) miraimoサービスにおいて、ドコモが定める5G通信サービス約款に基づき提供される 5Gサービス通信網を用いた通信を行う際、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款 に基づき提供される3G通信サービスの通信網を用いた通信を行うことができない場合があります。

3 契約の内容を変更することができる事項(第12条関係)

miraimoサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

- (1) 異なる機能区分のSIMカードへの変更(SIMカードを利用している場合に限ります。)
- (2) 異なる料金プランへの変更(暦月単位でのみ変更を行うことができます。)

4 契約者からの解除が効力を有する日(第20条第1項関係)

- (1) miraimoサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった 日の属する月の末日に生じるものとします。ただし、MNP転出を行う場合にあっ ては、MNP転出に係る手続きが完了し、契約者が MNP転出先の事業者のサービ スを利用開始した日をもって、解除の効力が生じるものとします。
- (2) 契約者が当社に対しMNPによる転出を通知した場合、当該MNPの対象となる回線 の所属するについて、miraimoサービスについて、解除の通知をしたものとみなされます。

5 miraimoサービスの種類毎に定める料金(第21条第1項関係)

miraimoサービスにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用 として次に定める料金があります。

- (1) 貸与機器の回復に要する費用 (別紙 1 第 2 項第 1 2 号関係) SIMカードの故障の場合(自然故障である場合を除く)にあっては、一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。ただし、第 2 項第 9 号に定める初期不良による交換に該当する場合にあっては0円。
 - (i) SIMカード再発行手数料として自然故障である場合は、2,200円(本体価格 2,000円)
 - (ii) SIMカード再発行手数料としてお客様の責に帰すべき事由がある場合は、 3,300円(本体価格3,000円)
- (2) 亡失負担金(別紙1第2項第14号関係)
 - 一つのSIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。
 - (i) SIM カード再発行手数料として、3,300円(本体価格3,000円)
- (3) 異なる機能区分のSIMカードへの変更に要する費用(別紙1第3項第1号関係) 一つのSIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。
 - (i) SIMカード再発行手数料として、3,300円(本体価格3,300円)
- (4) 異なる料金プランへの変更に要する費用(別紙1第3項第2号関係) 異なる料金プランへの変更にあっては0円
- (5) MNPによる転出に要する費用 (別紙1第4項第2号関係)
 - 一回の転出につきMNP転出手数料として0円

6 初期契約解除制度の適用(第21条第4項関係)

miraimoモバイルサービスは、音声通話機能付きSIMカードに係るmiraimoモバイルサービスを除き、初期契約解除制度の対象ではありません。

7 初期費用の額(第22条関係)

miraimoサービスの初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

料金プラン	初期費用の額
全てのプラン	5,500円(本体価格 5,000 円)

8 月額料金の額 (第23条関係)

miraimoサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

(i)機能区分をデータ通信とするもの (miraimoデータプラン)

料金プラン	月額料金の額
500メガプラン	880円 (本体価格800円)
1ギガプラン	1,100円(本体価格1,000円)
3ギガプラン	1,320円(本体価格1,200円)
5ギガプラン	1,650円(本体価格1,500円)
10ギガプラン	2,200円(本体価格2,000円)
20ギガプラン	2,640円(本体価格2,400円)
30ギガプラン	4,180円(本体価格3,800円)
50ギガプラン	6,600円(本体価格6,000円)

備考

- (1) 上記表に定める月額料金は、契約者が指定した送付先にSIMカード又はSIMプロファイルが到着する日として当社が指定した日から発生します。
- (2) 第2項第10号に定める初期不良による交換に該当する場合、当該交換後のSIM カードが契約者に引き渡されるまでの料金は課金されません。
- (3) データ通信専用SIMカードから音声通話機能付きSIMカードへ機能区分を変更する場合又は音声通話機能付きSIMカードからデータ通信専用SIMカードへ機能区分を変更する場合、当該変更日が暦月いずれの日であるかにかかわらず、当該変更日の翌月から変更後の月額料金が適用されるものとします。
- (4) 基本料金の額は、miraimoサービスに係るmiraimoサービス契約の解除日にかか わらず、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

(ii) 機能区分を音声通話とするもの(ふるさと応援プラン)

料金プラン	月額料金の額
500メガプラン	1,430円(本体価格1,300円)
1ギガプラン	1,650円(本体価格1,500円)
3ギガプラン	1,980円(本体価格1,800円)
5ギガプラン	2,310円(本体価格2,100円)
10ギガプラン	2,970円(本体価格2,700円)
20ギガプラン	3,410円(本体価格3,100円)
30ギガプラン	4,840円(本体価格4,400円)
50ギガプラン	7,150円(本体価格6,500円)

備考

- (1) 上記表に定める月額料金は、契約者が指定した送付先にSIMカード又はSIMプロファイルが到着する日として当社が指定した日から発生します。
- (2) 第2項第10号に定める初期不良による交換に該当する場合、当該交換後のSIM カードが契約者に引き渡されるまでの料金は課金されません。
- (3) データ通信専用SIMカードから音声通話機能付きSIMカードへ機能区分を変更する場合又は音声通話機能付きSIMカードからデータ通信専用SIMカードへ機能区分を変更する場合、当該変更日が暦月いずれの日であるかにかかわらず、当該変更日の翌月から変更後の月額料金が適用されるものとします。
- (4) 基本料金の額は、miraimoサービスに係るPloversモバイル(仮)サービス契約の 解除日にかかわらず、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金 額とします。
- (5) miraimo ふるさと応援プランは、当該プランを12ヶ月以上継続してご契約の契約者に対し、1年(12ヶ月を一つの単位とします。)経過するたびに、当社がカタログギフトを送付し、契約者がカタログから選んだ返礼品(1,500円程度)を受け取ることができるプランです。ただし、ビジネスプランは対象外になります。

(2) データ通信料追加オプション

料金プラン	月額料金
全てのプラン	100MBにつき55円(本体価格50円)

備考

- (1) 追加オプションは、100MBを1単位とします。
- (2) データ通信料追加オプションは、当該追加オプションの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の末日までの期間において有効とします。

(3) 音声通話機能付きSIMカード利用料

細目	料金
留守番電話利用料 (月額)	1SIMカードにつき440円(本体価格400円)
割り込み電話着信利用料(月額)	1SIMカードにつき330円(本体価格300円)
通話定額利用料(月額)	1SIMカードにつき1,100円(本体価格1,000円)(注1)
	又 <i>は</i>
	1SIMカードにつき1,980円(本体価格1,800円)(注2)
SMS料金	ドコモが定めるFOMAサービス契約約款、Xiサービス
	契約約款及び5Gサービス契約約款においてショート
	メッセージ通信モードに係る料金として定められた額
	と同額(国外への送信においては、消費税は課税され
	ません)
通話料金 (国内)	携帯(070/080/090)、IP(050)、固定(0ABJ)への発信に
	ついて、
	30秒あたり11円(本体価格10円)
通話料金 (国際)	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国
	際通話料として定められた額と同額(消費税は課税され
	ません)
	ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発
	信した場合には、30秒あたり10円(消費税は課税され
	ません)(注3)(注4)
国際ローミング料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款、Xi サービ
	ス契約約款及び 5G サービス契約約款において国際ア
	ウトローミング利用料として定められた額と同額(消費
	税は課税されません)

- (注1) 1音声通話あたり10分以内の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。
- (注2) 1音声通話あたりの通話料金が無料になります。ただし、通話先電話番号の前に 0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。
- (注3) 音声通話機能付きSIMカードの利用のために当社が発行した電話番号又はMNP 転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信できない場合があります。
- (注4) 当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

- (1) 留守番電話、割り込み電話着信及び通話定額の利用又は利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション及び通話定額オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか一つとします
- (2) 留守番電話利用料(月額)及び割り込み電話着信利用料(月額)は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日(当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)から発生します。通話定額利用料(月額)にあっては、通話定額オプションの利用開始日(通話定額オプションの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において、通話定額利用料(月額)の額として定める金額とします。
- (3) 留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション及び通話定額利用料オプションの利用の終了に係る日(契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。)の属する月の留守番電話利用料 (月額)、割り込み電話着信利用料 (月額)及び通話定額利用 料(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中においてそれぞれの料金の額として定める金額とします。
- (4) SMS料金、通話料金(国内)、通話料金(国際)及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び 国際ローミングの利用に応じて、基本料金(月額)留守番電話利用料(月額)及び割り込み電話着信利用料(月額)とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (5) 契約者の通話回数又は通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用 実績と比較して著しく高水準となっている又はその恐れがあることが確認された 場合、当社は、必要に応じ当社の判断によりmiraimoサービスの提供を中断した上、 契約者に対して、第三者による不正使用の可能性等を含む利用状況の確認を行う ことがあります。
- (6) 音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した又は当社の仕様上想定している音声 携帯通話の一般的な利用時間を超過した通話利用が確認されたときは、当社は、当 該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。
- (7) 音声通話機能付きSIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

- (8) 通話料金(国内)及び通話料金(国際)は、基本料金(月額)より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- (9) 電報サービス、時報サービス等の特番系サービス、その他音声通話機能に付帯して ドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMAサ ービス契約約款、Xiサービス契約約款及び5Gサービス契約約款において定められ た額と同額を請求するものとします。

(4) ユニバーサルサービス料

細目	料金
ユニバーサルサービス料 (注1)	2.2円(本体価格2円)/1電話番号(注2)

- (注1)ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに書面で通知を行うものとします。
- (注2)miraimoサービスにおけるM2M等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として 当社が別途定める電話番号をいいます。)は、ユニバーサルサービス料の対象外と します。

(5) 電話リレーサービス料

細目	料金
電話リレーサービス料(注1)	1電話番号毎の課金とし、金額及び課金方法は、別途
	当社書面にて公開するものとします。(注 2)

(注1) 電話リレーサービス料とは、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する 法律」第25条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による 意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。)の提供を確保するため に必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が 定めるものであって当社が貸与するSIMカード毎に設定する一つの番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに通知を行うものとします。

(注2) miraimoサービスにおけるM2M等専用番号(M2M等通信専用の通信番号として 当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話リレーサービス料の対象外と します。

9 料金の調定 (第24条関係)

miraimoサービスにおける最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。

料金プラン	最低利用期間内解除調停金の額	
全てのプラン	当該最低利用期間に対応する月額料金(基本料金)の額とします。	

10 音声通話機能付きSIMカード利用の終了の場合の調定金

契約者は、音声通話機能付きSIMカードの利用開始日から起算して12ヶ月を経過する日より前に当該SIMカードの終了があった場合、解約金として下記表に対応する金額を支払うものとします。

解約月	解約金
0か月(課金開始月)	13,200円(税抜価格12,000円)
1ヶ月	12,100円(税抜価格11,000円)
2ヶ月	11,000円(税抜価格10,000円)
3ヶ月	9,900円 (税抜価格9,000円)
4ヶ月	8,800円 (税抜価格8,000円)
5ヶ月	7,700円 (税抜価格7,000円)
6ヶ月	6,600円 (税抜価格6,000円)
7ヶ月	5,500円 (税抜価格5,000円)
8ヶ月	4,400円 (税抜価格4,000円)
9ヶ月	3,300円 (税抜価格3,000円)
10ヶ月	2,200円 (税抜価格2,000円)
11ヶ月	1,100円 (税抜価格1,000円)

11 利用不能の場合における料金の調定(第25条第2項関係)

miraimoサービスにおいては、miraimoサービスが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、当該貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第25条(利用不能の場合における料金の調定)第1項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

12 保証の限定(第35条関係)

miraimoサービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、miraimoサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

別紙2 モバイルオプションについて定める事項

1 最低利用期間

モバイルオプションの最低利用期間はありません。

2 契約者の義務又はサービス利用の要件(第11条第2項関係)

- (1) モバイルオプションを利用するには、モバイルオプションの対象となる他社の特定サービスに関して他社が定める条件に同意し、かつ遵守するものとします。
- (2) モバイルオプションに係るmiraimoサービス契約の数には、当社の定める上限があるものとします。

3 契約の内容を変更することができる事項 (第12条関係)

モバイルオプションについて、契約者が契約内容の変更を請求することができる事項は ありません。

4 契約者からの解除が効力を有する日(第20条第1項関係)

- (1) モバイルオプションにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) 第2項第1号に定めるmiraimoサービスに係るmiraimoサービス契約が解除された場合には、当該契約に対応するモバイルオプションに係るmiraimoサービス契約は同日に解除されるものとします。

5 初期契約解除制度の適用(第21条第4項関係)

モバイルオプションは、初期契約解除制度の対象ではありません。ただし、miraimoサービス契約が初期契約解除制度により解除された場合であって、解除の対象となる音声通話機能付きSIMカードが所属する料金グループのSIMカードの数が0となったとき、当該契約に対応するモバイルオプションに係るmiraimoサービス契約は、同日に解除されるものとします。

6 初期費用の額(第22条関係)

モバイルオプションの初期費用の額は、0円とします。

7 月額料金の額(第23条関係)

モバイルオプションの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 通常料金

品目	月額料金の額
ウイルスバスターモバイル 月額版	440円(本体価格400円)
i-フィルターforマルチデバイス	440円(本体価格400円)
タブホ (雑誌読み放題)	605円(本体価格550円)

備考

- (1) モバイルオプションの月額料金は、モバイルオプションの利用開始日(モバイルオプションの利用の申込を当社が承諾した日とします。ただし、miraimoサービス利用の申込と同時にモバイルオプションの利用の申込を行う場合にあってはmiraimoサービスの利用開始日とします。)の属する月から発生します。
- (2) 前項にかかわらず、各品目において最初に申し込むモバイルオプションの月額料金は、モバイルオプションの利用開始日の属する月の翌々月から発生します。
- (3) モバイルオプションの利用の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における 当該日の属する月のモバイルオプション月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

8 保証の限定

モバイルオプションは、他社が定める特定のサービスの利用手段(ライセンスキー等)を 提供するものであり、当該特定サービスを提供するものではありません。当社は、当該特定 サービスの利用上の不具合、障害、瑕疵その他の事項を含め、当該特定サービスの内容又は 利用の結果について、一切の保証を行いません。

別紙3 割引金額の適用

月額料金の割引

割引となる事由	割引金額
miraimoふるさと応援プランの契約者の請	miraimoふるさと応援プランの月額料金(オ
求先が「たんたんともだちカード」クレジ	プションサービスを除く金額) から3%(小
ットサービスでの請求の場合	数点以下は切り捨て)割引する

備考

- (1) 割引金額は、契約者が割引となる事由に該当している期間のみ適用されるものとします。
- (2) 割引となる事由への該当、割引となる事由の解消その他割引金額の取扱に変更が生ずる日が暦月の初日以外の日である場合には、当該日の属する月の割引金額は、指定のクレジットサービスにて支払の実績がある場合についてのみ、割引を適応するものとします。